

## さいたま市告示第897号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和8年6月2日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和8年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

| 収容日       | 種類 | 収容場所  | 品種 | 性別 | 毛色  | 年齢<br>(推定) | 首輪の<br>有無 | 特 徴  |
|-----------|----|-------|----|----|-----|------------|-----------|------|
| 5月<br>26日 | 猫  | 見沼区深作 | 雑種 | オス | 白キジ | 2～4週齢      | 無         | 負傷動物 |
| 5月<br>26日 | 猫  | 見沼区深作 | 雑種 | オス | 白キジ | 2～4週齢      | 無         | 負傷動物 |
| 5月<br>26日 | 猫  | 見沼区深作 | 雑種 | メス | キジ白 | 2～4週齢      | 無         | 負傷動物 |

### 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

動物愛護ふれあいセンター

告示期間の期限日（6月2日まで）